



埼玉県報

号外第 24 号
令和 7 年(2025 年)
10 月 20 日
月曜日

目 次

告示

- 埼玉県議会議員補欠選挙（東第 8 区 越谷市）における立候補予定者説明会の日時及び場所（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員補欠選挙（東第 8 区 越谷市）における選挙時登録の登録基準日等（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員補欠選挙（東第 8 区 越谷市）におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県選管告示第五十号

令和七年十一月三十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第八区 越谷市）における立候補予定者説明会を次のとおり開催する。

令和七年十月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和七年十一月五日 午後一時三十分

二 場所 越谷市役所本庁舎八階第二委員会室

告 示

埼玉県選管告示第五十一号

令和七年十一月三十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第八区 越谷市）において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日及び登録日は、次のとおりである。

令和七年十月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 登録基準日 令和七年十一月二十日

（ただし、年齢については令和七年十一月三十日）

二 登録日 令和七年十一月二十日

告 示

埼玉県選管告示第五十二号

令和七年十一月三十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第八区 越谷市）において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、十一月二十一日とする。

令和七年十月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳